

Title	「反奴隷制協会」の研究：19世紀前半イギリスにおける反奴隷制運動の一断面
Sub Title	A Study on the Anti-Slavery Society : An Aspect of the British Slave Emancipation Movement in the Early 19th Century
Author	近藤, 尚武(Kondo, Naotake)
Publisher	
Publication year	1987
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.30, No.4 (1987. 10) ,p.76- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19871025-04054243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「反奴隸制協会」の研究

—19世紀前半イギリスにおける反奴隸制運動の一断面—

近藤 尚 武

序

イギリスの反奴隸制運動史研究においては、伝統的に R・クープランドに代表される「人道主義学派」が支配的であった。¹⁾「人道主義学派」の歴史家は、反奴隸制運動の本質を廃止論者の「人道主義」やイギリス国民の「良心」にもとめた。この「人道主義学派」に対して強力なアンチ・テーゼを提起したのが、カリブ出身の歴史家 E・ウィリアムズであった。²⁾ウィリアムズは、奴隸制廃止の過程をイギリス社会の「商業資本主義」から「産業資本主義」への変化という長期的視野のうえにたって分析し、反奴隸制運動を「発展しつつある経済諸勢力」の衰退する西インド経済に対する攻撃の一環とみなした。³⁾

ウィリアムズ以後の反奴隸制運動史研究は、一方ではウィリアムズ・テーゼの批判を行い、他方では「人道主義者」のより具体的な内容を解明することによって、「人道主義的解釈」を復権させ⁴⁾た。この潮流のなかで、反奴隸制運動における「理念」の役割を重視しながらも、他方でその「理念」が「台頭する資本主義秩序の必要と価値を反映したもの」⁵⁾であったと主張したのが、D. B. デイヴィスであった。デイヴィスの研究は、奴隸制廃止の原因としては対立する要因であると従来み

1) 本稿で反奴隸制運動といった場合、それは1807年までの奴隸貿易廃止運動とそれ以後の奴隸解放運動を総称したものである。

2) 伝統的な「人道主義学派」としてあげられる歴史家は R. Coupland, F. J. Klingberg, C. M. MacInness, などである。

3) Eric Williams, *Capitalism and Slavery*, New York. 1968 (Original 1944) 中山毅訳『資本主義と奴隸制』理論社 1968年

4) この潮流を担った歴史家は、G. R. Mellor, R. Anstey, S. Drescher, J. Walvin, C. D. Rice などである。

5) D. B. Davis, *The Problem of Slavery in the Age of Revolution 1770-1823*, Itaca and London, 1966, p. 350.

なされていた「人道主義」と「経済的要因」を統合する可能性を切り拓いたのであった。⁶⁾

しかし今日において、「人道主義者」サイドの研究がかなりの研究蓄積を有しているにもかかわらず、「経済的要因」の研究にかんしては、ウィリアムズ・テーゼの部分的な批判を行った研究があるにすぎず、奴隷解放運動の経済的側面を直接の対象とした研究は、ウィリアムズ以降ほとんどなされていない。このような研究の空隙をうめるために本稿は、奴隷解放運動において中心的役割を果たした団体である反奴隷制協会の組織、活動、見解を分析することによって、奴隷解放運動の経済的側面をあきらかにすることを目的としている。本稿はまず、奴隷貿易廃止法案成立から反奴隷制協会設立までの時期の廃止論者の活動を奴隷解放運動の「前史」として概観し、つづいて反奴隷制協会の組織構成および構成員の特徴を解明する。さらに、奴隷解放法案成立までの解放運動の展開と反奴隷制協会の活動内容をあきらかにし、最後に、反奴隷制協会の経済的主張の核心である「東西両インド植民地貿易」論を検討することによって、結論にいたる。

1 奴隷解放運動前史 1807～23

1807年の奴隷貿易廃止法案成立によって、それまで反奴隷制運動において中心的な役割を果たしてきた奴隷貿易廃止協会⁸⁾ (Society for the Abolition of the Slave Trade) の目的は達成された。奴隷貿易の廃止は、植民地奴隷制度の完全廃止へむけての第1のステップであった。奴隷貿易の廃止以後、西インド植民地の奴隷解放が廃止論者にとって最大の課題となった。だが廃止論者は、早急に奴隷解放をもとめたのではなかった。解放前に為すべき多くの課題があった。たとえば、奴隷貿易廃止法が遵守されているかどうかを監視する必要があった。また奴隷貿易廃止法はイギリス国内の奴隷貿易を対象としたものであったから、廃止論者は外国の奴隷貿易の廃止をも要求しなければならなかった。これらの使命を担って登場した団体が、アフリカ協会(African Institution)であった。

6) イギリスの反奴隷制運動にかんする研究史と最近の動向については、拙稿「イギリス植民地における奴隷制廃止の研究史的考察」『三田商学研究』第28巻3号を参照されたい。

7) この種の研究の代表的な例として、Drescher, *Econocide: British Slavery in the Era of Abolition*, Pittsburg, 1977; E. P. LeVein, *British Slave Trade Suppression Policy 1821-65*, New York, 1977などがあげられる。

8) 1787年4月、奴隷貿易の廃止を目的として設立された。同協会のメンバーは、John Barton, Thomas Clarkson, William Dillwyn, Samuel Hoare, George Harrison, Joseph Hooper, John Lloyd, James Phillips, Richard Phillips, Phillip Sansom, Granville Sharp, Joseph Woods の12名であった。議長は、Sharp, 会計は、Hoare であった。設立当初、137名の会員を有し、資金はすべて会費から賄われた。(Society for the Abolition of the Slave Trade, *Report of a Committee*, July 15th 1807, p. 65.)

9) 会長兼後援者はグロスター公爵であった。委員会のメンバー数は62名で、そのうち17名が議員であった。有力な廃止論者はすべて同委員会に所属していた。(African Institution, *Report of a Committee*, July 15th 1807, VII.)

アフリカ協会は廃止論者の組織する団体で、1807年4月14日に最初の総会を開き、同協会の目的、活動計画についての決議文を採択した。この決議文は、アフリカとの奴隷貿易を廃止し、アフリカ人の「文明化」と「幸福」を促進することをうたった¹⁰⁾。この目的のためにアフリカ協会は、つぎの三つの活動計画を提示した。すなわち、イギリスの奴隷貿易廃止法が実行されているかどうかを監視すること、外国の奴隷貿易の廃止を促進するために努力すること、そしてヨーロッパとアフリカの間「合法的商業」の拡大を促進する基盤をつくることであった。「合法的商業」の拡大はアフリカ協会の最大の課題であり、この実現のために同協会は、現地の資源、産業、言語、政治にかんする情報の収集、原住民の「教育」と友好関係の樹立、そしてアフリカへの進出を試みる事業に対する援助を積極的に主張した¹¹⁾。

イギリス政府は奴隷貿易廃止法を忠実に実行したが、密貿易はしばらくの間存続した。たとえば、1815年アフリカ協会は、密貿易によって運ばれる奴隷の環境が奴隷貿易廃止以前よりも劣悪化していることを告発している¹²⁾。アフリカ協会の第二の活動計画である外国の奴隷貿易に対する廃止要求は、1807年以後、イギリス政府の公的な政策としてとりいれられた。イギリス政府はその後約60年間、全世界の奴隷貿易を廃止するために複数の国と、奴隷貿易の制限・廃止のための種々の条約を締結すると同時に、西アフリカ沿岸を中心に世界各地に艦隊を派遣して、実際に奴隷船の鎮圧を行ったのである¹³⁾。

廃止論者によるアフリカへの進出は、アフリカ協会設立の20年前、奴隷貿易廃止運動初期の頃から行われていた。「反奴隷制運動の父」とよばれたグランヴィル・シャープ(Granville Sharp 1735-1813)は、1787年以降、二度のシエラ・レオネ(Sierra Leone)の植民計画を実行し、さらに1791年、同地との熱帯産品貿易を発展させるために、シエラ・レオネ・カンパニーを設立した。このような廃止論者の植民活動の結果、アフリカ協会の設立時にはすでにシエラ・レオネにおいて、白人と黒人の混在したいくつかの集団が、それぞれコミュニティを形成するまでに至っていた¹⁴⁾。

1808年1月1日、シエラ・レオネはイギリス帝国の直轄植民地となったが、アフリカ協会によるシエラ・レオネの植民活動は成功しなかった。その原因は、つぎの二点にあった。第1の原因は、同協会の資金不足である。アフリカ協会の毎年の収入は千ポンドにすぎず、国内の活動を賄える額にすぎなかった。第2の原因は、シエラ・レオネ植民者に対する悪評である。1808年7月、シエ

10) African Institution, *Report of a Committee*, July 15th 1807, p. 65)

11) *Ibid.*, pp. 68-71.

12) *Edinburgh Review*, October 1815, p. 316.

13) 現在筆者は、19世紀イギリスの奴隷貿易鎮圧政策についての論稿を準備中である。

14) この計画は、「いかなる奴隷もイギリスの地を踏めば自由になる」ことを定めた1772年のマンスフィールド判決の結果生じたイギリス国内の「解放奴隷(Freed Slaves)」の処理問題のひとつとして登場した。1787年、最初の植民計画が実行されて、460人の黒人と60人の白人売春婦がシエラレオネに送られた。この計画は、熱病の流行などの原因で失敗した1791年、2度の植民計画が実行された。この計画には、奴隷解放運動の指導者ザカリー・マコーリーがイギリスの将校として参加した。

15) Christopher Fyfe, *A History of Sierra Leone*, Oxford, 1962, pp. 88-104; Asiegbu, *op. cit.*, pp. 1-33

ラ・レオネ植民地の最初の総督となった T. P. トンプソン (T. Perronee Thompson) は、植民者が奴隷貿易の廃止の遵守を装いながら、以前と同様に黒人売買を行っていることを告発した。その結果、アフリカ協会に対する悪しきイメージが残らざるをえなかった¹⁶⁾のである。

アフリカ植民活動の結果、1814年以降アフリカ協会の関心は、事実上、外国の奴隷貿易廃止に限定された。しかしすでにのべたように、外国の奴隷貿易に対する廃止要求は1807年以降イギリス政府の公的な政策として実行されていたので、この問題に対する廃止論者の関心も衰退せざるをえなかった、事実、1815年以降廃止論者の関心は、西インド植民地の奴隷解放の問題に移行しはじめた。この廃止論者の関心の転換につれて、アフリカ協会の存在意義はしだいに薄れていくのであった。¹⁷⁾

西インド植民地の奴隷のおかれた環境は、奴隷貿易廃止法案成立以後、いっこうに改善されなかった。のちに反奴隷制協会は、つぎのようにのべている。

「我々は長い間、1807年に可決された奴隷貿易廃止のための偉大な方策が、イギリス植民地におけるニグロ奴隷制の緩和と漸次的消滅を急速にもたらすであろうという期待をもっていた。しかし我々は非常に落胆した。16年経過してもいまだに我々は、諸悪のほとんどが減少していないことに嘆かなければならないのである。」¹⁸⁾

西インド植民地の奴隷解放のための廃止論者の具体的行動は、奴隷の登録計画から始まった。奴隷の登録は、奴隷のおかれた環境を白日のもとにさらすためのもっとも基本的な条件であったばかりではなく、奴隷の密輸入の把握をも可能ならしめたのである。すでに1812年1月、イギリス政府は実験的試みとして、枢密院令 (Order in Council) によって登録計画をトリニダードに導入したが、廃止論者は立法によって登録計画を西インド植民地に強制する必要があると主張した。1815年6月13日、ウイルバーフォース (William Wilberforce 1759-1833) は、奴隷の登録を義務づける法案を議会に提出した。¹⁹⁾しかし奴隷の登録計画は、西インド植民者の組織的な抵抗にあって、容易には実施されなかった。1820年1月1日、中央奴隷登録所 (Central Slave Registry) が設立されたこと²⁰⁾によって、ようやく統一的な登録システムが機能するようになった。

ナポレオン戦争後の経済不況と国内の混乱が鎮静していくなかで、イギリス国民の奴隷制に対する関心は高まり始めた。1821年、クウェーカー教徒の商人 J. クロッパー (James Cropper 1773-1840) が、リバプール反奴隷制協会を結成した。これを機に、イギリス国内ではあらたな反奴隷制の思潮と運動が始まった。このような状況を背景に1823年1月、福音主義者の Z. マコーリー (Zachary

16) Howard Temperly, *British Anti-Slavery 1833-1870*, London, 1972, p. 10.

17) *Ibid.* p. 10. アフリカ協会は1827年に解散した。廃止論者のアフリカへの関心は、1838年、奴隷貿易にかわって西アフリカに近代農業と合法的商業を発展させることを提案した T. F. バクストンの「救済」政策の登場を待たなければならなかった。この救済政策については、John Gallagher, "Fowell Buxton and the New African Policy 1828-1842" *Cambridge Historical Journal* (1950)

18) Anti-Slavery Society (以下、ASS と略する。) non-title, Feb. 23, 1824, p. 4.

19) *Parliamentary Debates*, second series, 31, 1127ff.

20) Michael Craton, *Sinews of Empire*, London, 1974, pp. 270-1.

表1 反奴隷制協会のメンバー構成
(ASS, *First Annual Report*, 1824から作成)

(PATRON AND PRESIDENT)

HIS ROYAL HIGHNESS THE DUKE OF GLOUCESTER

(VICE PRESIDENT)

THE MOST NOBLE THE MARQUIS OF LANSDOWNE

THE RIGHT HON. EARL NUGENT

THE RIGHT HON. THE EARL OF BRISTOL

THE RIGHT HON. LORD SUFFIELD

THE RIGHT HON. LORD CALTHORPE

SIR JAMES MACKINTOSH, M. P.

THOMAS BABINGTON, ESQ.

HENRY BROUGHAM, ESQ. M. P.

THOMAS FOWELL BUXTON, ESQ. M. P.

JAMES BROWNE, ESQ. M. P.

THOMAS CLAR SON, ESQ.

WILLIAM DILLWYN, ESQ.

HON. G. A. ELLIS, M. P.

WILLIAM EVANS, ESQ.

GEORGE HARRISON, ESQ.

STEPHEN LUSHINGTON, LL. D. M. P.

W. T. MONEY, ESQ. M. P.

RICHARD PHILLIPS, ESQ.

T. S. RICE, ESQ.

C. RUMBOLD, ESQ. M. P.

WILLIAM SMITH, ESQ. M. P.

JAMES STEPHEN, FSQ.

DANIEL SYKES, ESQ. M. P.

SAMUEL CHARLES WHITBREAD, ESQ. M. P.

W. W. WHITMORE, ESQ. M. P.

WILLIAM WILBERFORCE, ESQ. M. P.

(TREASURER)

SAMUEL HOARE, JUN. ESQ.

(COMMITTEE)

WILLIAM ALLEN, ESQ.

REV. R. ASPLAND.

T. G. BABINGTON, ESQ.

G. G. BABINGTON, ESQ.

CHARLES BARCLAY, ESQ.

A. R. BARCLAY, ESQ.

PETER BEDFORD, ESQ.

ROBERT BENSON, ESQ.

REV. JABEZ BUNTING.

EDWARD CARROL, ESQ.

THOMAS CHRISTY, ESQ.

WILLIAM CRAWFORD, ESQ.

JAMES CROPPER, ESQ.

JOSEPH DIMSDALE, ESQ.

JOHN ELLIOT, ESQ.

W. EMPSON, ESQ.

T. F. FORSTER, ESQ.

EDWARD FORSTER, ESQ.

B. M. FORSTER, ESQ.

ROBERT FORSTER, ESQ.

W. A. GARRAT, ESQ.

SAMUEL GURNEY, ESQ.

W. S. HATHAWAY, ESQ.

LUKE HOWARD, ESQ.

EDMUND JANSON, ESQ.

ZACHARY MACAULAY, ESQ.

T. B. MACAULAY, ESQ.

HENRY NEWMAN, ESQ.

HON. B. NOEL.

REV. M. M. PRESTON.

GEORGE STAGEY, ESQ.

WM. FOSTER REYNOLDS, ESQ.

ROBERT SIMPSON, ESQ.

THOMAS STURGE, JUN. ESQ.

HENRY THORNTON, ESQ.

REV. HENRY VENN.

HENRY WAYMOUTH, ESQ.

WM. WILBERFORCE, JUN. ESQ.

REV. WILLIAM WILSON.

JOSEPH WILSON, ESQ.

(SECRETARY)

WILLIAM L. HANBURY, ESQ.

Macaulay 1768-1838) とクウェーカー教徒の協力によって、「イギリス領における奴隷制の緩和と漸次的な廃止のための協会(Society for the Mitigation and Gradual Abolition of Slavery throughout the British Dominions, 通称. 反奴隷制協会)」が結成されたのであった。²¹⁾ この協会の設立時の事情は意外と不明確であるが、設立直後の同協会の組織構成にかんしては、十分な記録が残されている。つぎにこの組織構成について検討する。

2 反奴隷制協会の組織

a 組織と財政

設立当初反奴隷制協会は、パトロン兼会長 (Patron and President) ・会計係 (Treasurer) ・書記 (Secretary) それぞれ1名と、26名の副会長 (Vice President) および40名からなる委員会によって構成されていた (表1)。パトロン兼会長のグロースタ公爵 (William F. Gloucester 1776-1834) はアフリカ協会と熱帯自由労働会社 (Tropical Free Labour Company) の会長を兼任していた。²²⁾ ²³⁾ 会計係のサムエル・ホア (Samuel Hoare) はクウェーカーの銀行家で、かれの父は奴隷貿易廃止協会の会計係をつとめていた。²⁴⁾

反奴隷制協会は、以上の運営機構の下に約200の個人・団体の会員をもっていた。会員数は絶えず大きく変動した。表2は、1823年から31年までのその推移である。協会設立の翌年に最初のピークを迎えた会員数はつづく2年間漸減して、1828年には激減した。しかし再びその数は29年に激増し、以後2年間順調に増加した (表2)。反奴隷制協会の収入は、すべてこの会員からの寄付金と出版物収入によって賄われていたので、この会員数の増減は、協会の収入額に直接の影響を及ぼした。表3は、1823年から1831年までの各年の反奴隷制協会の純収入額とその内訳である。純収入額は、会員数の推移にほぼ比例している。協会の収入源は、最初の3年間は会員からの寄付のみであったが、1826年以降これに出版物収入が加わった。²⁵⁾ 反奴隷制協会は、毎年大量の小冊子を発行し、

表2 反奴隷制協会の会員数の変遷 1823～31

年 度	会員数(人)	年 度	会員数(人)	年 度	会員数(人)
1823	149	1826	218	1829	237
1824	250	1827	?	1830	275
1825	225	1828	110	1831	301

(ASS, 『収支報告書』1823-31から作成)

21) *Ibid.*, pp. 271-2.

22) 本稿第一節を参照されたい。

23) 本稿第四節で言及する。

24) Society for the Abolition of the Slave Trade, *Report of a Committee*, May 11th 1787.

25) ASS, 『収支報告書』1823-31.

表3 反奴隷制協会の収入の変遷とその内訳 1823~31

年度	寄付金			出版収入			前年度繰越金			純収入額		
	£	s	d	£	s	d	£	s	d	£	s	d
1823	1,093	12	1							1,093	12	1
1824	2,847	10	3				120	8	2	2,847	10	3
1825	2,639	9	3				102	8	1	2,639	9	3
1826	2,558	0	10	375	9	1	252	11	2	2,933	9	11
1827	1,493	6	7	304	6	10	397	12	4	1,797	13	5
1828	909	15	9	538	2	10	424	0	10	1,447	18	17
1829	1,415	6	3	719	11	3	176	18	7	2,134	17	6
1830	2,040	1	0	806	7	11	475	4	7	2,846	8	11
1831	2,126	17	10	1,272	19	5	132	6	11	3,399	17	3

(ASS, 『収支報告書』1823-31から作成)

それらの一部を販売していたのであった。出版物収入は年々増加する傾向にあり、1831年には協会の純収入の約4割を占めるまでになった(表3)。

反奴隷制協会の会員のうち個人会員の寄付額は、年間1人最高100ポンドから5シリングまで大きな差があり多様であった。他方団体会員の大半は、全国各地の都市で設立された反奴隷制団体であった。1824年反奴隷制協会は、全国各地の反奴隷制団体が設立される様子をつぎのようにのべている。

「王国各地に協会の目的を支持する220もの団体が設立されて、そして現在もなお形成されて²⁶⁾いる。」

これらの団体の多くは、リバプール、マンチェスター、バーミンガム、ブリストルなどのイギリス各地の都市を基盤とするものであった。また1826年以降、リバプール婦人反奴隷制協会(Liverpool Ladies Anti-Slavery Association)に代表される婦人の反奴隷制団体が各地で登場するようになった。²⁷⁾全国各地に同一の目的をもつ多数の団体が叢生するという反奴隷制運動のこのような傾向は、19世紀イギリスの種々の改革運動のなかでも特筆すべき性格であった。このような全国各地の反奴隷制団体のなかで、もっとも反奴隷制協会の活動に貢献したのが、クウェーカー教徒の団体、フレンズ協会(Society of Friends)であった。フレンズ協会は1824年以降、28年をのぞいて(1827年は資料不明)毎年多額の寄付金を反奴隷制協会によせた。1826年にはじつに、反奴隷制協会の純収入額2,933ポンドのうち、1,500ポンドがフレンズ協会からの寄付であった(表4)。

b 構成員の特徴

反奴隷制協会の副会長のリストは、そうそうたる人々から構成されていた。26名の副会長のう

26) ASS, First Annual Report, 1824, p. 37.

27) Ass, 『収支報告書』1823-31. ウォールピンは、当時のイギリスの政治の世界において女性が登場することがきわめて稀であったことを指摘し、反奴隷制運動における女性の役割の重大さを強調した。(Walvin, "The Propaganda of Anti-Slavery" in Walvin ed. *Slavery and British Society*, London, 1982.)

表4 反奴隷制協会に対するフレンズ協会の寄付額 1824~31

年 度	寄 付 額 (単位ポンド)	年 度	寄 付 額 (単位ポンド)	年 度	寄 付 額 (単位ポンド)
1824	300	1827	?	1830	500
1825	400	1828	0	1831	1,000
1826	1,500	1829	500		

(ASS, 『収支報告書』1824-31から作成)

ち、5名が貴族で、15名が下院議員であった(表1)。副会長のなかでもっとも指導的な人物は、T. F. バクストン(Thomas Fowell Buxton 1786-1845)であった。バクストンは、議会における奴隷解放運動のスポークスマンの役割を果たした。²⁸⁾ 協会の委員会のメンバーでクウェーカー教徒の S. ガーニ(Samuel L. Gurney 1786-1856)はバクストンの、叔父にあたり、二人は共同で醸造業や銀行業を営んでいた。²⁹⁾ バクストン自身は福音主義者で、同じく副会長の J. マッキントッシュ(James Mackintosh 1765-1832)とともに、監獄改革運動の指導者としても著名であった。³⁰⁾

委員会のメンバーのなかでもっとも指導的な人物は、マコーリ(Zachary Macaulay 1768-1838)であった。マコーリは、反奴隷制協会の機関紙『反奴隷制月報(Anti-Slavery Monthly Reporter)』の編集長をつとめ、J. スティーブンとならんで、議会外の奴隷解放運動を指導した。マコーリはクラップム派の福音主義者で、福音主義者の機関紙『クリスチャン・オブザーバー(Christian Observer)』の編集長をもつとめており、福音主義運動の指導的人物であった。³¹⁾ このマコーリは東インド会社の株主でもあり、砂糖の関税問題の論議の際、東インド産砂糖が「自由労働(Free Labour)」によって栽培されていることを強調し、奴隷労働による西インド産砂糖の特恵関税を激しく攻撃した。³²⁾

反奴隷制協会の構成メンバーにかんして特筆すべき点のひとつは、このような東インド貿易関係者の存在であった。たとえば委員会の行動的なメンバーのひとりであるクロッパーは、リバプール最大の東インド産砂糖の輸入業者であった。³³⁾ クロッパーは『リバプール・マーキュリー(Liverpool Mercury)』誌上で、デメララ(Demerara)のプランターの J. グラッドストーン(John Gladstone 1764-1851)と論戦を交えて、「奴隷制の不得策(Impolicy of Slavery)」を力説した。³⁴⁾ さらに Z. マコーリ

28) Klingberg, *The Anti-Slavery Movement in England*, 1968 (Original, 1926) pp. 187-190.

29) Paul Emden, *Quakers in Commerce*, 1939, p. 117, p. 109.

30) Klingberg, *op. cit.*, p. 19.

31) イギリス国教会内の福音主義者による非公式集団で、当時、奴隷貿易の廃止と宣教師事業に対するインド貿易の解放を二つの大きな目的としていた。(Eric Stokes, *The English Utilitarians and India*, Oxford, 1959, p. 28.)

32) Joseph Hamburger, *Macaulay and the Whig Tradition*, Chicago and London, 1976, pp. 17-18.

33) Zachary Macaulay, *A Letter to W. W. Whitmore*, 1823?

34) L. J. Ragatz, *The Fall of the Planter Class in the British Caribbean History 1763-1834*, Washington, 1932, p. 364.

35) S. G. Checkland, *The Gladstones*, Cambridge, 1971, pp. 190-2.

の息子のT. B. マコーリ (Thomas Babington Macaulay 1800-1859) も積極的なインド貿易解放論者³⁶⁾で、銀行家のH. ソートン (Henry Thornton 1760-1815) も東インド会社の株主であった。副会長のなかでは、バクストンとならんで議会における奴隷解放運動の指導者であったH. ブルム (Henry Brougham)³⁷⁾が、東インド会社の政治的擁護者として知られていた。またマッキントッシュ、S. ラッシントン (Stephen Lushington 1782-1873)、W. スミス (William Smith) の3名は東インド会社の株主で、W. T. マニ (W. T. Money) は同社の取締役 (Director) であった。³⁸⁾後節でくわしく検討するように、反奴隷制協会の主張は、東インド貿易の利害と密接にむすびついていたのである。

反奴隷制協会のメンバー構成は、かつての奴隷貿易廃止運動と人的な継続制をもっていた。反奴隷制協会の副会長のW. ウイルバーフォースとT. クラークソン (Thomas Clarkson 1761-1846) は、1780年代の後半、奴隷貿易廃止運動の本格的な展開が開始されて以来、一貫として反奴隷制運動の主力メンバーであった。この2人は、奴隷貿易廃止運動時代、対照的な廃止論者であった。³⁹⁾ウィルバーフォースが廃止論者の急進化を警戒する代表的な「保守的」廃止論者であったのに対して、クラークソンは、フランス革命を熱烈に支持した「進歩的」な廃止論者であった。⁴⁰⁾

反奴隷制協会に福音主義者と非国教徒の占めた位置は、とりわけ重要であった。なかでもクラッパム派の福音主義者とクウェーカー教徒がとくに目立った。現存する史料から判断するかぎり、副会長のクラークソン、スミス、スティーブソン、ウィルバーフォースの4人、委員会のメンバーのZ. マコーリ、ソートン、H. ヴェン (Henry Venn 1796-1873)、T. G. バビントン (T. G. Babington) がクラッパム派であった。また、委員会のメンバーのW. アレン (William Allen)、P. ベッドフォード (Peter Bedford)、T. クリステイ (Thomas Christy)、クロッパー、ガーニー、L. ハワード (Luke Howard) らがクウェーカー教徒であった。⁴¹⁾前世紀、奴隷貿易廃止協会設立時のその比重にくらべれば低下したとはいえ、クウェーカー教徒は、なお反奴隷制協会において、大きな比重を占めていたのであった。⁴²⁾

36) Stokes, *op. cit.*, p. 40.

37) C. H. Phillips, *The East India Company*, Manchester, 1961, Appendix p. 4.

38) *Ibid.*, 263.

39) *Ibid.*, Appendix p. 4.

40) ウイルバーフォースが保守的な人物であったことは、有名な事実である。たとえばかれは、1792年、ロンドン通信協会 (London Corresponding Society) を始めとする全国各地の急進的諸団体が奴隷貿易廃止運動を支持し始めたことを憂慮して、「このようなジャコバンどもが (急進主義者のこと) 廃止運動に好意的であることは有害である」とのべている。(Anstey, *The Atlantic Slave Trade and British Abolition 1760-1810*, London, 1975, p. 276.)

41) クラークソンはフランス革命を熱烈に支持し、フランスの自由主義的廃止論者の団体である「黒人友の会 (Friend of Negro)」と接触するなど、当時のイギリスの政治的環境の中では、非常に進歩的とみられる行動をとった。(Daniel P. Mannix and Malcom Cowley, *Black Cargoes*, New York, 1962, 土田訳『黒い積荷』平凡社, 1976年 p. 225.)

42) 奴隷貿易廃止教会の12人のメンバーのうち、9人がクウェーカー教徒であった。

3 反奴隷制協会の活動

反奴隷制協会は、1823年1月31日、創立の総会を開催し、決議文を満場一致で採択した。決議文は、イギリス植民地の奴隷制が人道・正義およびキリスト教の精神に反するものであり、それらを「あらゆる慎重かつ正当な手段で改善」する必要があることを明記した。⁴³⁾

反奴隷制協会は、この総会で、つぎの5つの活動計画を提示した。第1に、奴隷制廃止を訴える小冊子・定期刊行物の発行、第2に、法的改善のために議会の討論や調査を推進すること、第3に、有益な情報獲得のための世界のあらゆる地域との通信、第4に、イギリス連邦内に反奴隷制協会に類似した、もしくは補助的な団体を設立すること、そして第5に、以上の目的のために必要な多額の資金を集めるために、イギリス連邦のあらゆる地域から寄付を募集することであった。反奴隷制協会は、以上の計画を実行するために、出版、定期刊行物発刊、海外通信、国内通信、財政を各々担当する5つの小委員会を設けた。これらの小委員会は、毎月1回、合同で全体会議を開き、それぞれの小委員会が報告を行うことが決められた。⁴⁴⁾

1823年5月15日、反奴隷制協会の副会長のバクストンは、以下の決議文を議会に提出した。

「奴隷制度は、イギリス政体 (Constitution) やキリスト教の原理に矛盾する。それは、イギリス植民地のすべての場所で漸次的に廃止されるべきである。その廃止は、関連する諸団体の福利と矛盾してはならない。」⁴⁵⁾

この決議文においては、奴隷制の廃止が「関連する諸団体の福利と矛盾してはならない」とされているように、西インド・プランターを刺激しないための配慮がなされていた。しかし外相キャニング (George Canning 1770-1827) は、決議文のなかに「イギリス政体」や「キリスト教」という言葉を使用すべきでない、と主張して修正案を提示し、この修正案は圧倒的多数の賛成で可決された。⁴⁶⁾

キャニングの修正案通過の1週間後5月2日、反奴隷制協会の副会長 W. W. ウィットモー (William Whitmore) は、東西両インド産砂糖に課せられた関税を調査するための特別委員会の設置をもとめる動議を提出した。当時イギリスにおいては、東インド産砂糖とくらべて西インド産砂糖に課せられた関税は、はるかに低かった。⁴⁷⁾ すでに東インドに権益をもった商人は、この不公平関税を撤廃する請願を各地で行っていたが、⁴⁸⁾ 後述するように、東西両インド産砂糖の関税平等化は、⁴⁹⁾

43) ASS, non-title, Feb. 13, 1823.

44) *Ibid.*

45) *Parliamentary Debates*, Second series, 9, 263-4.

46) ASS, *First Annual Report*, p. 3.

47) *Parliamentary Debates*, second series, 9, 444-467.

48) 表6を参照されたい。

49) *Anti-Slavery Monthly Reporter*, Sep, 1826, p. 327.

廃止論者の経済的主張の核心でもあった。

イギリス政府は、キャニングの修正案の執行をイギリス議会の立法によって強制するのではなく、勧告という形で事実上植民地政府の手に委ねた。植民相バサースト (Henry Bathurst 1762-1834) は、政府の方針に従って、同23年5月28日付および7月29日付で西インド植民地政府宛に奴隷制の改善をもとめる回状を送った。最初の回状の主な内容は、畑での鞭の使用と女性への鞭打ち刑の禁止をもとめるものであった。この回状はすべてのイギリス領西インド植民地に送られたが、強制力をもったのは、直轄植民地においてのみであった。7月29日付の回状は、立法植民地のみを送られた。⁵⁰⁾

奴隷制の改善をもとめる政府の勧告は、西インド植民者の激しい抵抗にあった。とくに激しく反発したジャマイカの植民地議会はジャマイカのイギリス帝国からの脱退をすら示唆した。⁵¹⁾ このような状況をみた反奴隷制協会は、奴隷制の改善案の執行をすべて植民地政府に委ねた政府の方針を「遅延と落胆を招くのみ」であり、「この問題 (奴隷制改善について) にかんする諸立法は、母国でなされてのみ効果がある」と主張して、イギリス本国議会在が奴隷制改善のための法律を制定することを要求した。⁵²⁾

一方西インドのプランテーションでは、白人の動揺が奴隷に伝わり、奴隷反乱の危機が増大した。⁵³⁾ そして事実1823年8月、デメララで大規模な奴隷反乱が発生した。この反乱は植民地の軍隊によって鎮圧されその際、ロンドン協会 (London Society) の宣教師ジョン・スミス (John Smith ~ 1823) が奴隷反乱を策略した嫌疑で捕えられた。スミスは同年10月、裁判で有罪の判決をうけ獄中で病死した。⁵⁴⁾ この事件は、イギリス国民に対する奴隷制度の悪しきイメージをさらに拡大することになった。

西インド植民地の混乱状態を苦慮したキャニングは、奴隷制の改善策を植民地政府に要請するというこれまでの政策の転換を決定し、とりあえず直轄植民地のトリニダードに政府の見解を具体化した枢密院令を送り、将来同島を立法植民地のモデルとする試みを開始した。⁵⁵⁾ この枢密院令は、1824年6月25日トリニダードに送られ、さらに同年中に直轄植民地のセント・ルーシャ (St. Lucia) デメララにも拡大適用されたのであった。⁵⁶⁾

反奴隷制協会の設立当初の3年間、奴隷解放運動は重要な成果をあげることができなかった。すでにのべたように、立法植民地においては何の方策も行われず、3つの直轄植民地において奴隷制

50) Klingberg, *op. cit.*, pp. 213-4.

51) ASS, *First Annual Report* p. 9.

52) *Ibid.*, pp. 4-7.

53) Temperley, *op. cit.*, p. 12.

54) Klingberg, *op. cit.*, p. 219.

55) *Parliamentary Debates*, second series, 10, 1051.

56) Klingberg, *of. cit.*, p. 226.

表5 反奴隷制協会の純支出と出版・広告関連 1823~31

年度	純支出		出版・広告費用		年度	純支出		出版・広告費用		年度	純支出		出版・広告費用	
	£	s d	£	s d		£	s d	£	s d		£	s d	£	s d
1823	978	3 11	600	0 11	1826	2,788	8 9	1,762	4 9	1829	1,836	1 6	1,128	10 3
1824	2,865	10 4	2,042	17 7	1827	1,771	4 11	1,118	17 1	1830	3,185	16 10	1,766	8 7
1825	2,489	6 2	1,930	19 1	1828	1,695	0 10	938	6 3	1831	3,437	9 11	1,665	17 9

(ASS, 『収支報告書』1823-31から作成)

の改善をもとめる枢密院令が強制されたにすぎなかった⁵⁷⁾のである。

1826年以降、西インド植民地の奴隷制自体への攻撃の力が分散したのは、廃止論者の関心がモーリシャスの非合法奴隷貿易⁵⁸⁾、喜望峰の解放奴隷などの多様な問題に向けられたため⁵⁹⁾であった。奴隷解放運動は一時的衰退を余儀なくされた。事実1827年以降、反奴隷制協会の会員数および純収入・純支出は急減した(表2, 3, 5)。奴隷解放運動がふたたび活気を迎えるのは、1830年以降であった。

反奴隷制協会のメンバーの議会活動は、同協会の膨大な文書による宣伝活動によって支えられていた。文書による宣伝は、反奴隷制協会がもっとも重視した活動であった。事実、反奴隷制協会の支出の約6割が出版・広告関連費用で占められていた(表5)。反奴隷制協会はい⁶⁰⁾う。

「出版物は成功のための偉大な手段である。その理由は、それが大衆の心を開かせる唯一の効果的手段だからである。」

文書による宣伝活動の中心は、小冊子の普及・販売であった。反奴隷制協会は毎年20種類前後の小冊子を、それぞれ数千から数万単位の規模で発行した⁶¹⁾。これらの小冊子のもっとも代表的なものが『反奴隷制月報』であった。『月報』は1825年6月以降、毎月約1万5千から2万冊の規模で発行された⁶²⁾。『月報』は、100冊8シリングという安価で各地の反奴隷制団体に配布されて、全国の反奴隷制団体の共通の機関紙となったのである。このように大量の文書を発行することによって宣伝・普及活動を行う運動形態は、奴隷貿易廃止運動の特徴であり伝統でもあった⁶³⁾。

57) *Ibid.*, p. 234.58) モーリシャス諸島は1810年イギリスがフランスから獲得した領土で、同島においては、東インド一帯から輸入された黒人奴隷を利用したプランテーションがいとなまれていた。1835年、同諸島の奴隷制は廃止されたが、それ以後も同諸島はクーリー (Cowie) とよばれるインド人移民を輸入し、あらたな強制労働システムを展開させた。この間の事情については、以下の文献を参照されたい。James L. Watson ed. *Asian and African Systems of Slavery*, Oxford, 1980. chapter 6, B. Benedict "Slavery and Indenture in Mauritius and Seychelles"; Kay Saunders ed. *Indentured Labour in the British Empire 1834-1920*, Australia, 1984, chapter 4, M. D. North-Coombes "Slavery and Indentured in Mauritius and Seychelles"; 脇村孝平「インド人移民と砂糖プランテーション——モーリシャスを中心に」杉原・玉井編『世界資本主義と非白人労働』大阪市立大学経済学会, 1983年59) William L. Green, *British Slave Emancipation*, Oxford, 1976, p. 111.60) ASS, *Second Annual Report*, April 30, 1825, p. 6.

61) ASS, 『収支報告書』1823-31.

62) *Ibid.*63) *Edinburgh Review*, December 1826, p. 174.

64) ウォールビンによれば、配布された出版物の量にかんしては、いかなる当時の政治運動も反奴隷制運動に及ばなかった。(Walvin, "The Propagandn.....")

出版・広告関連費用以外の支出は、おもに専従の給料、通信費、事務所の家賃、総会の費用などであった。1823・24年の2年間は、これらの費用以外に、クラークソンの旅費としてそれぞれ200ポンドと180ポンドが支出されていた。⁶⁵⁾クラークソンは奴隷貿易廃止運動の頃から、資料収集、講演および各地の反奴隷制団体との交流を行うために、たびたびイギリス各地を巡業した。各地の反奴隷制団体との交流は、反奴隷制協会の重要な仕事であった。なかでも反奴隷制協会の人的・資金的両面で大きな比重を占めていたフレンズ協会との交流は、とりわけ重要であった。

1830年以降の奴隷解放運動のあらたな高揚は、奴隷の即時解放を主張する新しい世代の急進的な廃止論者の登場と関連していた。1830年5月、ロンドンで開かれた反奴隷制協会の総会で、バクストンが奴隷制の漸次的改善をもとめる旧態依然の内容の決議案を提出したのに対して、急進的廃止論者H. パウヌル (Henry Pownall) が奴隷の即時解放を要求する修正案を提出した。⁶⁶⁾この修正案は勝利の歓呼につつまれながら通過した。⁶⁷⁾

急進的な廃止論者はさらに、1831年の初夏、反奴隷制協会の内部に「分派組織」ともいべきエイジェンシー・コミティ (Agency Committee) を設け、この委員会をかれらの活動の拠点にして、事実上反奴隷制協会から自立して運動を展開した。エイジェンシー・コミティの主要な指導者は、G. スティーブソン (George Stephen) と3人のクウェーカー教徒、E. クーパー (Emanuel Cooper), J. クーパー (Joseph Cooper), J. スタージ (Joseph Sturge 1793-1859) であった。急進的な廃止論者は、議会でのロビー活動よりも大衆へのプロパガンダ活動を重視した。エイジェンシー・コミティは「代理人 (Agents)」を雇い、全国各地の反奴隷制の講演にかれらを派遣した。急進的な廃止論者のこのような活動は、ミッドランド地方を中心に影響力をもち、イギリス国内の反奴隷制団体の数は1年間に200から1,300へと急増した。⁶⁸⁾

このような1830年以降の奴隷解放運動の高揚は、運動の大衆的基盤を押し広めることとなった。全国各地から議会に提出された奴隷制に反対する請願書の膨大な数がこれを示している。議会への請願活動は、奴隷貿易廃止運動の頃から行われていた。1824年の最初の会期中には、奴隷制の改善や漸次的廃止をもとめる600の請願書が議会に提出された。⁶⁹⁾だが1830年以降の請願活動は、以前とは比較にならないほどの大規模なものであった1830年の秋には2,600通の反奴隷制の請願書が議会に提出された。⁷⁰⁾このうち2,200通は、非国教徒からきたものであった。1830年10月から31年4月ま

65) ASS, 『収支報告書』1823-31.

66) *Anti-Slavery Monthly Reporter*, June 1830, p. 248.

67) Craton, *op. cit.*, pp. 275-6. 反奴隷制協会の総会において即時解放案が通過したとはいえ、それ以後も反奴隷制協会の主流は議会への影響力が強いバクストンをはじめとする「保守派」が握っていた。

68) Coupland, *op. cit.*, p. 137.

69) ASS, *First Annual Report*, p. 37.

70) Mathieson, "The Emancipation of the Slaves, 1807-1838" in J. Holland Rose etc ed., *The Cambridge History of the British Empire*, Volume 2, Cambridge University, 1961, p. 323.

で5,484通の反奴隷制の請願書が議会に提出された。⁷¹⁾ 同期間中、議会に提出された議会改革をもとめる請願書の数が3,000であったことを考えると、⁷²⁾ 奴隷解放運動における請願書の数がいかに膨大であったかが明らかとなる。1833年の最初の会期中に議会に提出された反奴隷制の請願書の数も⁷³⁾ 5,020通におよんだ。

廃止論者の路線が漸次的解放から即時の解放へと転換したにもかかわらず、イギリス政府はいまだ、漸次的改良政策に固執していた。1831年11月、イギリス政府は改善策をより強化したあらたな枢密院令を直轄植民地に課した。この枢密院令は、勸告として立法植民地に送られた。この枢密院令に対して、直轄植民地も立法植民地とともに激しく抵抗した。抵抗のもっとも激しかったのは、ふたたび、イギリス領西インド諸島のなかで最大の人口を有したジャマイカであった。そしてこのジャマイカで⁷⁴⁾ 1831年12月、奴隷の大反乱が発生したのである。

奴隷の反乱は白人の軍隊と民兵によって鎮圧され、400人の奴隷が殺害され100人の奴隷が捕えられ、⁷⁵⁾ さらにいく人かの非国教徒の牧師が、奴隷反乱を計画した容疑で追放処分にあった。この事件に対応して白人の植民者は、英国国教会主義 (Anglicanism) と奴隷制度を擁護するために、植民地協会連合 (Colonial Church Union) を結成した。ジャマイカの奴隷反乱に対する白人植民者のこのような対応は、イギリス国内において、奴隷制度と白人植民者に対する反感を増大させることとなった。⁷⁶⁾

ジャマイカの混乱した状況に対応するためにイギリス議会は、奴隷制問題調査の特別委員会を設置した。この特別委員会の調査報告の結果、植民地省の次官H. テイラー (Henry Taylor) は、ジャマイカの安定は奴隷の即時解放によってのみ可能である、と結論した。しかしこの時点ではまだ、イギリス政府は奴隷解放案を作成するに至らなかった。議会改革という重要かつ緊急の課題が解決されていない段階で、政府は奴隷解放法案の作成にとりかかることができなかったからである。⁷⁷⁾ 事実、事態はそのように推移した。

第1次選挙法改正案は、1832年6月7日に成立した。議会改革後の最初の総選挙に廃止論者は最大のエネルギーを費やした。とくに大衆宣伝を重視するエイジェンシー・コミティは、奴隷解放を支持する立候補者のリストを出版し、街頭にかれらのポスターを掲げることによって、奴隷解放を支持する立候補者を積極的⁷⁸⁾ に応援した。選挙の結果、奴隷制を擁護する西インド勢力は敗北した。⁷⁹⁾

71) Anstey, "The Propaganda of British Abolitionism in the Eighteenth and Nineteenth Century" Christine Bolt and S. Drescher ed., *Anti-Slavery, Religion, and Reform*, 1980, p. 38.

72) *Ibid.*, p. 38.

73) *Ibid.*, p. 26.

74) Green, *op. cit.*, p. 112.

75) Coupland, *op. cit.*, p. 136.

76) Green, *op. cit.*, p. 114.

77) *Ibid.*, p. 114.

78) Mathieson, "The Emancipation……" p. 327.

79) Coupland, *op. cit.*, p. 138.

こうしてイギリス議会は、奴隷解放法案を成立させる基盤をほぼとのえたのであった。そして最後に、西インド・プランターを納得させる具体的な解放案をいかにして作成するかという問題が残された。

1833年3月、ゴウドリッチ (Frederick J. R. Goderich 1799-1869) にかわってあらたに植民地相となったスタンリ (Edward G. G. Stanley 1799-1869) が奴隷解放法案を議会に提出した。⁸⁰⁾ この法案においては、6歳以下の奴隷および今後生れてくる子供を無条件に解放することが義務づけられ、それ以外の奴隷の場合、野外奴隷については11年、家内奴隷については6年の徒弟期間が定められた。徒弟期間中の奴隷は、従来通り、プランターのもとに束縛されて、不払い労働(Unpaid Labour)を行うことが義務づけられたが、就業日数はそれまでの4分の3に減らされた。そしてこの減らされた4分の1の就業日数の補償としてプランターは、大蔵省から1,500万ポンドの貸付をうけることができることになっていた。⁸¹⁾

このスタンリ案は、廃止論者と西インド勢力の間ではもとより、廃止論者内部においても大いに議論された。その結果、徒弟期間については廃止論者の要求が入れられて、野外奴隷については6年、家内奴隷について4年に短縮された。プランターへの補償問題については、廃止論者内部でも、妥協を図ろうとする保守派と絶対反対を主張する急進派とに意見が分かれた。最終的には、議会への影響力が強かった保守派の意見が通り、さらに西インド・プランターの要求が反映されて、プランターへの補償額は2,000万ポンドに増額された。奴隷解放法案は、以上のように修正されて⁸²⁾ 1833年8月29日、法律(3 & 4 WILLIAM, IV, c, 73)となった。

4 反奴隷制協会の「東西両インド植民地貿易論」

1820年代は、マンチェスターの商人を先頭にする自由貿易運動の開始の時期であった。かれらの運動の重要な目的のひとつが、輸入関税の引き下げによって、一次産品のイギリスへの輸入を拡大することであった。東西両インド産品の関税不平等の撤廃も、この自由貿易運動の課題のひとつであった。⁸³⁾ 表6は、1827年当時、東西両インド産品に対して課せられた関税のリストである。表6からあきらかなように当時のイギリスは、西インド産品と比較して、東インド産品に高額の関税を課していた。1821年、マンチェスターの商工会議所は、ロンドン、リヴァプールの商人と協力して、⁸⁴⁾ 東西両インド産砂糖の関税不平等の撤廃を要求する請願運動を行った。

80) *Parliamentary Debates*, second series, 17, 1193-1231.

81) *Ibid.*, 1230-31.

82) Temperley, *op. cit.*, pp. 17-18.

83) Arthur Redford, *Manchester Merchants and Foreign Trade*, New York, 1973 (Original, 1934) p. 145.

84) *Ibid.*, p. 144.

表6 1827年当時、イギリス市場において東西両インド産品に課せられた関税率

商品	産地		商品	産地	
	東インド	西インド		東インド	西インド
sugar	£37/ton	£27/ton	turmeric	£10/ton	£3/ton
coffee	£84/ton	£56/ton	rum	20s/gallon	8s6d/gallon
cocoa	£84/ton	£56/ton	cotton wool	£6/cent	£0/cent

(ASS, *Anti-Slavery Monthly Reporter*, Jan. 1827, p. 318 から作成)

もとより東インド貿易の拡大をもとめる運動は、以前から存在していた。たとえばすでに1813年、東インド会社の特許更新をめぐる議会の論争において、東インド貿易の拡大論者は、東インド会社のインド交易独占撤廃に成功していた⁸⁵⁾。しかし東インド会社の独占が撤廃されたのちも、東インド側に不利な東西両インド産品の関税不平等は、東インド貿易の拡大にとって最大の障害であった。反奴隷制協会は、この東西両インド産品の関税不平等の撤廃をもとめたのであった。

反奴隷制協会はまず、つぎの二つの事実を根拠に、奴隷労働に対する自由労働の優位性を主張した。第一の根拠は、生産・輸送条件や輸入関税などの多くの点で、自由労働によって生産された東インド産砂糖が、奴隷労働によって生産された西インド産砂糖よりも不利であるにもかかわらず、東インド産砂糖が西インド産砂糖とイギリス市場において互角に競争しているという事実であった⁸⁶⁾。この事実は、もし東西両インド産砂糖の生産・輸送条件や輸入関税が同等になれば、自由労働によって生産された東インド産砂糖が奴隷労働によって生産された西インド産砂糖よりも優勢になることを確証するものであった。第二の根拠は、イギリス植民地において奴隷人口が急激に低下しているのに対して、1794年に奴隷が解放されたフランス領サン・ドマング (St. Domingue, 1804年ハイチとして独立) において、奴隷解放後、黒人人口が急激に増大し、また経済的にも発展を遂げたという事実であった⁸⁷⁾。以上の二つの事実を根拠に反奴隷制協会は、「自由労働は奴隷労働とくらべて、⁸⁸⁾ (イギリス) 国家のみならず、奴隷を使用する資本家にとっても有利である」と結論づけた。

しかし、このように自由労働が奴隷労働よりも経済的に優れているにもかかわらず、西インド植民地において奴隷労働が支配的であるのは、西インド商業特権が奴隷制度を支えているからにほかならない、と反奴隷制協会は主張した。この商業特権とは、とりもなおさず、西インド産品に対する特惠関税であった。そしてこの西インド商業特権を維持するためにイギリス国民が浪費している金額が、年間150万ポンドにも及ぶと計算し、反奴隷制協会は、つぎのようにのべた。

「イギリスの人々は、もしかれらがイギリスの支配下にある他の地域から自由に砂糖を購入できた場合にくらべて、少なくとも150万ポンドを西インドの人々に余分に支払っている。…

85) Stokes, *op. cit.*, XIV.

86) ASS, non-title, Feb 9, 1825.

87) ASS, *First Annual Report*, pp. 24-25.88) *Ibid.*, p. 28.

奴隸制を支えてきたものは、まさにこの150万ポンドなのである。⁸⁹⁾

したがって、この西インド商業特権を撤廃することこそが、奴隸制廃止のための最大の要因である、と反奴隸制協会は力説したのであった。

「(反奴隸制協会の) 委員会は、自由労働よりも奴隸労働による生産物を優遇したこのような補助金や保護関税の廃止に言及する。……奴隸制度はこの補助金と関税によって支えられているのであり、それらがなくなれば自然に消滅するであろう。⁹⁰⁾……奴隸制の緩和と最終的な廃止に影響を与えるものは、たんに植民地内部の立法への議会の干渉だけではない。西インドの独占の廃止は、一層確実に奴隸制の終結をもたらすであろう。」⁹¹⁾

この議論の前提には、奴隸の価値が奴隸労働による生産物の価格に比例するというクロッパーの見解が存在した。ここにいう「奴隸の価値」とは、プランターにとっての経済的価値のことであった。クロッパー説によれば、砂糖や綿花が高価格を維持していれば、「プランターの関心は、もっぱらそれらの商品に向けられる」⁹²⁾のに対して、価格が下がるにつれて、奴隸労働は不利益なものになっていくのであった。クロッパーは、奴隸の価値に影響する生産物の価格の段階を三つに分類した。第1の段階は、商品価格が奴隸制を維持するのに十分高い場合である。当時のイギリスにおける熱帯産品の価格がこの段階にあるのであった。第2の段階は第1の段階よりも低く、この段階においては奴隸のあらたな輸入の必要はなくなるが、奴隸労働はまだ維持されるのであった。クロッパーは、当時の合衆国の綿花栽培がこの段階にあるとみなした。第3の段階は、商品価格がいかなる奴隸制も維持することができなくなるまで下がった場合である。この段階においては、奴隸労働によってえられる利益よりも、奴隸を養う費用の方が高くなるのであった。⁹³⁾したがってクロッパーによれば、熱帯産品の価格の引き下げこそが、奴隸解放のためのもっとも重要なモメントであった。

奴隸労働に対する自由労働の優位性を確信していたクロッパーにとって、西インド産砂糖と東インド産砂糖がイギリス国内で自由に競争した場合、自由労働によって生産された東インド産砂糖が大量に輸入され、それらの価格が下がることは、当然の結果であった。⁹⁴⁾したがってその最大の障害は、再度、西インド産砂糖に与えられた商業特権であった。この商業特権を撤廃することが奴隸解放の不可欠な条件である、とクロッパーは当然のことながら力説した。

「これらの不当な援助(西インド産品に対する)が奴隸制度に与えられなければ……国内市場における東インド産砂糖との競争によって、まちがいなく奴隸制の緩和が始まるであろう。」⁹⁵⁾

89) *Ibid.*, p. 33.

90) ASS, *Second Annual Report*, p. 32.

91) *Ibid.*, p. 16.

92) James Cropper, *Letter to the Liverpool Society*, 1823, p. 28.

93) Cropper, *Letter to William Wilberforce*, 1822, p. 4.

94) *Ibid.*, pp. 1-3.

95) Cropper, *Letter to the Liverpool Society*, pp. 25-26.

以上の議論からあきらかなように、反奴隷制協会にとって奴隷制廃止のためのもっとも重要なモメントは、西インド商業特権の撤廃であった。この西インド商業特権の撤廃は、イギリス国内市場における東西両インド製品の自由競争をもたらすことによって、奴隷労働より優位な自由労働による東インド製品の輸入を拡大させるのであった。そしてその結果、イギリス本国における熱帯製品の価格は下がり、西インド・プランターは熱帯産物を生産する奴隷制プランテーションを維持することができなくなる、という議論が反奴隷制協会の見解であった。このような反奴隷制協会の見解は、同協会が東インド製品の輸入拡大に並々ならぬ関心をもっていたことの証左であるといえよう。

しかし反奴隷制協会の東インドに対する関心は、たんに東インド製品の輸入の拡大を期待するにとどまらなかった。反奴隷制協会はさらに、イギリスの資本家がみずから東インドにおける砂糖・綿花生産に積極的な進出を図ることをもとめたのであった。反奴隷制協会のダミー会社である熱帯自由労働会社の主張がこれを裏付けていた。⁹⁶⁾ 熱帯自由労働会社は、1825年3月、「自由労働による熱帯産物の生産を促進する」⁹⁷⁾ことを目的として設立された。資本金は400万ポンドであった。熱帯自由労働会社の会長は、反奴隷制協会の会長のグロースタ公爵で、11人の副会長は全員、反奴隷制協会の副会長か委員会メンバーであった。⁹⁸⁾ここにいう「自由労働による熱帯産物」とは、事実上、東インドの綿花と砂糖であった。

熱帯自由労働会社はまず、西インドおよび合衆国のインディゴ生産にイギリスが技術と資本を提供したことによって、インディゴの価格が下がり、さらにはインディゴ生産が、奴隷労働にとってかわって自由労働によって行われるようになった事例を紹介した。この事例を東インドにも適用して、⁹⁹⁾同地の綿花栽培に対する資本進出を行うべきであると、かれらは主張した。さらに熱帯自由労働会社は、同社の「もうひとつの主要目的」として「自由労働による砂糖生産の促進」をあげ、「アジアにおけるイギリス領土がこの商品の生産に良く適合している」とのべることによって、事実上、東インドにおける砂糖生産への資本進出を主張した。この東インドにおける砂糖生産への資本進出は、熱帯自由労働会社の最大の関心なのであった。

「熱帯自由労働会社は、その関心の大部分をイギリス領インドにおける自由労働による砂糖¹⁰⁰⁾の栽培と製造を促進する目的に向けるつもりである。」

熱帯自由労働会社は、このようなイギリス人の手による東インドの熱帯産物の生産拡大が、イギリス本国に膨大な商業利潤をもたらすばかりではなく、「それが結果的に、イギリス植民地ばかり

96) 反奴隷制協会は熱帯自由労働会社について、「その目的が(反奴隷制協会の)委員会の見解と完全に一致する」団体であると紹介している。(ASS, *Second Annual Report*, p. 36.)

97) Anon., *Tropical Free Labour Company*, non-date. p. 1.

98) *Ibid.*, p. 3.

99) *Ibid.*, pp. 1-2.

100) *Ibid.*, p. 2.

ではなく外国の植民地においても奴隷制を漸次消滅させるに違いない¹⁰¹⁾と主張したのであった。

以上の議論から、反奴隷制協会の見解が東インド利害とむすびついていたことはあきらかである。反奴隷制協会は、東西両インド産品の関税不平等の撤廃をもとめる当時の自由貿易運動に呼応して、西インド植民地の商業特権の撤廃を主張し、そうすることによって東インド産品の輸入の拡大を図ると同時に、東インドにおける砂糖・綿花栽培への積極的の資本進出を提唱したのであった。そしてこのようなイギリスと東インドとの経済的結びつきの強化こそが、イギリス植民地の奴隷制の廃止をもたらすのである、と反奴隷制協会は主張したのであった。

結 論

イギリスの奴隷解放運動はたんなる議会内の運動にとどまらず、広く社会的基盤をもつ運動であった。このことは、イギリス各地に千以上にもおよぶ反奴隷制団体が登場し、それらの団体を中心に大規模な請願運動が展開したことからうかがえる。またこの運動は、宗派的にはクウェーカー教徒を中心とする非国教徒とクラップム派を中心とする福音主義者が指導的な役割を果たした¹⁰²⁾。このような社会的基盤をもった奴隷解放運動も、経済的側面からみれば、西インド商業特権に対抗して東インドへの貿易・投資の拡大を図ろうとする商業利害を反映するものであった。奴隷解放運動のこの経済的側面は、当時の自由貿易運動に呼応するものであった。しかしこれらの事実から、奴隷解放運動がウィリアムズが主張するような「発展しつつある経済諸勢力」の反帝国主義・レッセフェールの運動であったと早急にみなすべきではない。

その理由は第1に、当時の西インド商業特権に対する反対運動をいわゆる「自由主義的目覚め」と容易にみなすことはできないからである。当時中国貿易の独占に固執していた東インド会社は、西インド産砂糖に対する特惠関税の強力な反対論者であった¹⁰⁴⁾。事実、Z.マコーリを始めとする反奴隷制協会内の東インド会社関係者は、西インド商業特権に対する協会の闘争における主力メンバーであった。1822年の夏には、東インド会社の議長W.ウィグラム (William Wigram) によって指導された東インド商人は、東西両インド産砂糖の関税平等化をもとめる運動を展開した。このよ

101) *Ibid.*, p. 3.

102) クラップム派とクウェーカー教徒の廃止論者が経済的理由からのみ反奴隷制運動に参加したとは考えられないが、当時、クラップム派とクウェーカーが東インド貿易に深く関わっていたことは事実である。

103) ウィリアムズのいう「帝国主義」とは18世紀のイギリス帝国において支配的であった重商主義的な「植民地体制 (Colonial System)」を支持するイデオロギーのことであった。

104) Boyd Hilton, *Corn, Cash, Commerce*, Oxford, 1977. p. 175.

105) Phillips, *op. cit.*, p. 250. 新興都市リヴァプールを基盤とするクロッパーのような東インド商人とマコーリをはじめとする東インド会社の利害関係者が同一の立場にたつて西インド商業特権を攻撃していたというこの事実は、東インド市場の拡大を図るランカシャーを基盤とした「新しい経済勢力」と「古い」重商主義的特権に依拠する東インド会社という対立図式が、東西両インド植民地貿易論にかんするかぎりあてはまらないことを示している。したがってこの時期の両勢力のイギリス帝国経済史上における位置づけを再検討しなければならないであろう。

りに、当時の西インド商業特権に対する闘争を「発展しつつある経済諸勢力」の自由主義的運動と同一視することはけっしてできないのである。第2の理由は、当時外国産砂糖には、西インド産砂糖とくらべて高額関税が課せられていた東インド産砂糖よりも、さらに高額関税が課せられていたという事実¹⁰⁶⁾の存在である。この事実は、イギリスの外国貿易のなかでの東インド貿易の相対的な特権的地位をあきらかにしている。西インド産砂糖よりも不利な地位にあった東インド産砂糖も、他の外国産砂糖とくらべると、特権的な地位にあったのである。反奴隷制協会は、西インド産砂糖の特恵関税のみを攻撃の対象としたのであって、東インド産砂糖が外国産砂糖よりも特権的な地位にあったことについては、同協会は沈黙したのであった。

東西両インド産品の関税の平等化をもとめる反奴隷制協会の主張は、西インド産品にたいする植民地特権を相対的に不十分な特権しか付与されていなかった東インド産品並みに引き下げることを要求するものであったとみることができる。いいかえれば反奴隷制協会の経済的見解は、特恵関税などによって植民地貿易を優遇する「植民地体制」の存在を基本的に容認したうえで、特権内部における「不平等」の撤廃をもとめるものであったといえるであろう。

〔商学研究科博士課程〕

106) 1823年の時点で、東インド産砂糖は西インド産砂糖にくらべて、1ハンドレッドウェイトあたり10シリング高額の関税を課せられていたが、その他の外国産砂糖には、西インド産砂糖とくらべて、1ハンドレッドウェイトあたり36シリング高額の関税が課せられていたのであった。(ASS, *Second Annual Report*, Appendix I, p. 166.)